

処 分 基 準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第 7 7 条第 4 項
処 分 の 概 要 :	道路使用許可の条件の変更・付加
原権者（委任先） :	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。）
法令の定め :	
処 分 基 準 :	別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先 :	警察署 交通課
備 考	

別紙

道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査時には予見し得なかった交通の安全と円滑に著しい支障が生じたときは、法第77条第3項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。